

# 地方独立行政法人明石市立市民病院

## 第3期中期目標（素案）

平成30年10月  
明石市

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29

## 前文

地方独立行政法人明石市立市民病院は、「患者中心の安全で高度な医療を提供し、市民の生命と健康を守り、市民からの信頼に応える」という基本理念のもと、市民のための病院として地域医療を支え守り続けている。

第1期（平成23年10月1日～平成28年3月31日）及び第2期（平成28年4月1日～平成31年3月31日）中期目標期間においては、多くの課題に直面しながらも、地方独立行政法人の特長である迅速な意思決定による自律的かつ弾力的な経営環境のもと、理事長以下役員、職員が着実に改革を推進し、診療体制を立て直し財務の改善を図るなど、病院の再建を果たしてきたところである。

一方、医療を取り巻く情勢においては、医療と介護の一体改革の流れのなかで、国が示す地域医療構想のもと、超高齢社会における自治体病院のあり方が問われている。地域の実情を踏まえた病床機能の再編が進められるなかで、市民病院は「市民のための病院」として、これまで以上に地域の多様なニーズを踏まえ、市民に寄り添った医療機能の提供が求められている。

折しも市は、平成30年4月1日の中核市への移行により、県と市の健康・保健の業務を一元化したあかし保健所を開設し、こどもから高齢者まで、誰もが安心できるくらしの基盤として、迅速で質の高い保健衛生サービスの提供を行っている。あかし保健所と市民病院は、共に地域医療の充実のため、今後は連携をさらに密にしていく必要がある。

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、今後、地域における医療提供体制の再整備が加速していくなか、市民病院には、医療介護一体改革の本質をしっかりと捉え、地域に根ざした自治体病院として、関係機関への医療における支援を、さらに推進することを期待する。

市民病院には、これまでの業務改善の成果を活かしながら、地域医療を支え、守り続けていくことにより、患者や市民、地域の医療機関からさらに信頼される病院となることを強く求め、ここに第3期の中期目標を定める。

1  
2 **第1 中期目標の期間**

3 中期目標の期間は、2019年4月1日から2023年3月31日までの4年間と  
4 する。

5  
6  
7 **第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項**

8  
9 **1 市民病院としての役割の明確化**

10  
11 (1) 医療機能の明確化

12 高齢化がさらに進展するなかで、必要な医療従事者の確保や医療機器の整備等を行  
13 い、地域の医療需要や新たな医療課題に対応すること。

14  
15 (2) 地域包括ケアシステムにおける機能の強化

16 市が医療・介護サービスの総合的な充実を図るうえで、市民病院は、地域包括ケア  
17 システムにおける中心的な役割を担う体制を整え、積極的な対応を行うこと。

18  
19 (3) 災害及び重大な感染症発生時への対応

20 大規模災害や新型インフルエンザ等の重大な感染症の発生など、健康危機の事象  
21 発生に備え、あかし保健所をはじめとする市の関係機関と連携、協力のもと、迅速に  
22 対応できる体制を整備すること。

23  
24 **2 高度な総合的医療の推進**

25  
26 (1) 急性期医療を中心とした総合的な医療の提供

27 多くの診療科を有する総合病院として、急性期医療の提供を推進するとともに、  
28 複合疾患を有する患者等に対応した医療を提供すること。

29 国等の動向を見極めながら、公立病院として医療機能の充実や強化を図り、地域  
30 で不足する機能を補完するなど、市民等にとって必要な医療を提供すること。

31  
32 (2) 救急医療の推進

33 二次救急診療や一次救急の後方支援、地域の小児医療の要として小児救急の充実  
34 など、地域の基幹病院として救急医療の充実を図ること。

35  
36 (3) 市と連携した政策医療の充実

37 あかし保健所をはじめ市の関係機関と連携して、市民の健康増進を図り、各種健  
38 康診断や認知症の初期鑑別診断などの社会的要請に応えていくこと。市が2020年度  
39 に病院敷地内に整備する障害者等歯科診療所について、後方支援など医療連携に努  
40 めること。

1  
2 **3 利用者本位の医療サービスの提供**  
3

4 (1) 医療における信頼と納得の実現

5 患者の権利を尊重し、医療相談等の実施により、信頼と納得が得られる医療サー  
6 ビスの提供を図ること。

7 患者中心の医療を実践するため、患者自身が自分に合った治療を選択できるよう、  
8 インフォームド・コンセントを徹底すること。

9  
10 (2) 利用者本位のサービスの向上

11 市民や患者のニーズを的確に把握し、受療環境等の継続的な改善など利用者本位  
12 のサービスのさらなる向上を図ること。

13  
14 **4 地域とともに推進する医療の提供**  
15

16 (1) 地域医療支援病院としての役割の強化

17 地域の医療機関との連携強化に努め、協働して地域医療のさらなる充実に取り組  
18 むこと。医療機器や病床の共同利用のほか、地域の医療従事者への研修など地域医  
19 療支援病院としての役割を積極的に果たすこと。

20  
21 (2) 地域社会や地域の諸団体との交流

22 地域や関係団体等を対象に、医療や介護、健康づくり等に関して、積極的な情報  
23 提供や講座等を行うなど、地域社会等との交流を通じて、地域医療に貢献すること。

24  
25 **5 総合力による医療の提供**  
26

27 (1) チーム医療と院内連携の推進

28 患者に対して最良の医療を提供するため、すべての職員が診療科や職種をこえて  
29 連携し、良好なコミュニケーションのもと、専門性を生かした質の高いチーム医療  
30 を推進すること。

31  
32 (2) 情報の一元化と共有

33 医療情報の一元化を図り、関係部署で情報の共有化を進めることによって、より  
34 安全で効果的な医療を提供すること。また、医療現場の運営情報についても一元化  
35 と共有のもと、業務の効率化と質の向上を図ること。

36  
37 **6 医療の質の向上**  
38

39 (1) 医療安全や感染防止対策の徹底

40 医療事故や院内感染に関して、情報収集や分析を行い、予防や発生防止等の対策

1 を徹底すること。また、あかし医療安全ネットワークの活動を通じて、他病院の取  
2 組を参考にするなど、安全な医療の推進を図ること。

#### 3 4 (2) 質の向上のための取組の強化

5 医療の質や患者サービスの向上を図るため、TQM活動のさらなる推進等に取り  
6 組むとともに、職員は自己研鑽に努め、必要な知識や技術の習得を図ること。

7 また、各種専門の教育研修病院としての資格や高度専門医療実施病院として必要  
8 な施設基準を取得すること。

#### 9 10 (3) コンプライアンス（法令・行動規範の遵守）の強化

11 高い倫理観のもとで医療行為が行われるよう、医療法をはじめとする関係法令等  
12 や行動規範を遵守すること。また、個人情報保護や情報公開には適切に対応する  
13 こと。

### 14 15 16 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

#### 17 18 1 医療職が集まり成長する人材マネジメント

##### 19 20 (1) 必要な医療職の確保

21 医療水準を向上させるため、引き続き優秀な医療職の人材確保に努めること。法  
22 人組織の一員として行動できる人材の確保に注力すること。また、仕事と生活の調  
23 和に配慮した働きやすい環境の整備を図ること。

##### 24 25 (2) 魅力ある人材育成システム

26 職員の専門性や医療技術の向上のため、職務に関連する専門資格の取得などの支  
27 援の充実を図ること。

28 また、医学生をはじめとする研修生、実習生に対する教育や研修体制の充実、医  
29 療従事者の育成に継続的に取り組むこと。

#### 30 31 2 経営管理機能の充実

##### 32 33 (1) 役員 の 責 務

34 理事長をはじめ全役員は、内部統制の運用により組織の統括と指揮を行い、法人  
35 業務の適正な執行の徹底を図ること。

36 また、全役員は経営情報を共有し、経営環境を的確に見極め、効果的な戦略をも  
37 って病院経営を牽引すること。

##### 38 39 (2) 管理運営体制の充実

40 各部門の責任と権限を明確にし、医療職を含む中間管理職がマネジメント能力

1 を発揮できるよう努力すること。管理運営体制の充実に向け、引き続きBSC（バ  
2 ランスト・スコアカード）の運用を推進すること。

3  
4 (3) 事務職の育成の推進

5 高い専門性と組織横断的な活動力を備えた職員及び事務系幹部職員の計画的な  
6 育成に取り組むこと。

7  
8 **3 構造改革の推進**

9  
10 (1) 組織風土の改革

11 法人の目標達成に向け、職員一人ひとりが日々の業務や組織に内包する課題に  
12 対して問題意識を高く持ち、業務改善やコストの削減など、率先して行動できるよ  
13 う、職員の意識改革を推進すること。

14  
15 (2) 人事評価制度の運用

16 人材育成や職員のモチベーションの向上、組織の活性化につながる公正で客観的  
17 な人事評価制度の運用を行うこと。

18  
19 (3) 労働生産性の向上

20 適正な人員配置のもと、職員一人ひとりが業務のさらなる効率化を図り、労働生  
21 産性の向上に努めること。

22  
23  
24 **第4 財務内容の改善に関する事項**

25  
26 **1 業績管理の徹底**

27  
28 (1) 診療実績の向上による収入の確保

29 病床稼働率及び診療単価の向上に努め、さらなる増収を目指すこと。また、診療  
30 報酬改定や健康保険法等の改正には迅速に対応し、収益の改善を図ること。

31  
32 (2) 支出管理などによる経費削減

33 材料費や人件費、経費など主要な費用について具体的な数値目標を設定し、その  
34 達成を図るための取組を進め、引き続き効率的な支出管理に努めること。

35  
36 (3) 原価計算の推進

37 診療科別・部門別等の原価計算を活用し、業務改善に努めること。市が支出する  
38 運営費負担金に基づく不採算医療や政策医療等についてもその経費を精査するこ  
39 と。

1       **2 安定した経営基盤の確立**

2  
3       (1) 収支の改善

4           持続可能な病院経営ができるよう、また、将来の投資が可能となるよう、中期目  
5           標期間を通じて経常収支・資金収支の黒字を目指し、経営基盤の安定のため自己財  
6           源の確保に取り組むこと。

7  
8       (2) 計画的な投資

9           整備方針について市と十分な連携を図りながら、計画的な投資を行うこと。病院  
10          機能を保持するための改修や医療機器などの購入・投資にあたっては、必要性や採  
11          算性を検討のもと計画的に実施し、投資効果を検証すること。